

○有害使用済機器一覧（廃棄物処理法施行令第16条の2関係）

| | | | |
|----|--|----|--|
| 1 | ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。） | 17 | 電気マッサージ器 |
| 2 | 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 | 18 | ランニングマシンその他の運動用電気機械器具 |
| 3 | 電気洗濯機及び衣類乾燥機 | 19 | 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具 |
| 4 | テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの | 20 | 蛍光灯器具その他の電気照明器具 |
| | イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） | | |
| | ロ ブラウン管式のもの | | |
| 5 | 電動ミシン | 21 | 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 |
| 6 | 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具 | 22 | 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具 |
| 7 | 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具 | 23 | ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。） |
| 8 | ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 | 24 | デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具 |
| 9 | 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 | 25 | デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具 |
| 10 | フィルムカメラ | 26 | パーソナルコンピュータ |
| 11 | 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具 | 27 | プリンターその他の印刷用電気機械器具 |
| 12 | ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。） | 28 | ディスプレイその他の表示用電気機械器具 |
| 13 | 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。） | 29 | 電子書籍端末 |
| 14 | 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。） | 30 | 電子時計及び電気時計 |
| 15 | 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具 | 31 | 電子楽器及び電気楽器 |
| 16 | ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具 | 32 | ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具 |